

技術標準関連出願の特許審査

佐藤 聡史

特許審査第四部審査調査室

1. はじめに

規格について標準化することは、複数の規格が乱立した場合の消費者の混乱と商品の買い控えを招かないために望まれている事項である。一方、その技術標準について主導権を握った企業には莫大な利益をもたらすことになる。近年、技術標準戦略の重要性が認識されてきており、技術標準関連特許は、その企業活動における重要性から、「社会的ニーズを考慮に入れた機動的な審査」が求められる。本稿では、そのような技術標準関連特許の審査について、特許審査第四部がどのような体制で企業のニーズに応えてきたのかを、DVD規格のпатентプール（6C патентプール）に係わる関連特許発明の審査を例にとって紹介するものである。

以下では、патентプール、DVDに関連する特許の動向を概観し、次いで技術標準関連特許の審査に求められる要素・特徴を分析し、それに対しどのような審査体制で企業のニーズに応えたかについて述べ、最後に今後の展望について述べていくこととする。

2. 標準技術とпатентプール

技術標準は、複数の特許権者が保有する多数の特許発明を含んでいるため、技術標準の使用を希望する者がすべての必須特許のライセンス許諾を容易に受けることができる仕組みがない場合には、標準化されたにも関わらず技術の普及が難しくなる。この問題を解決するために活用されている仕組みがпатентプールである。

патентプールは、複数の特許権者が特定の製品に必要な特許を持ち寄り、一括してライセンスを供与するという仕組みであり、MPEG-2におけるпатентプールが有名である。

3. DVDに関連する特許の動向

(1) DVDと特許

DVD (Digital Video Disc、後に Digital Versatile Discとも呼ばれる) は、オーディオCDと同じ直径12センチのディスクにデジタル信号を記録・再生する大容量記憶媒体及び記録再生装置の総称であって、1996年に、MPEG-2 というビデオ圧縮規格を用いて、1枚で133分のビデオ映像の記録を可能とした映画／ビデオソフトの供給メディア(DVD-Video)として登場し、現在は、ビデオのみならず、オーディオ用途(DVD-Audio)や、パソコン用の大容量で持ち運び可能な読み込み専用メディアとして使用されている。

DVDにおいては、エレクトロニクス関係の10社で構成される「DVDコンソーシアム（現在はDVDフォーラム）」と呼ばれる業界団体によって、1995年12月に、DVDビデオ、コンピュータ周辺、AV関連の用途用の再生専用および記録可能なディスクのフォーマットに関する統一規格が定められ、そのフォーマット・ブック（規格書）が策定された。

第三者がDVD規格の製品を商業的に生産する場合には、DVDフォーラムからフォーマット・ブック（仕様書）とロゴの使用に関するライセンス許諾を受

ける必要がある。しかし、このライセンス許諾には特許のライセンスは含まれていないため、DVDフォーラムから受けるライセンスとは別に、関連特許についてもライセンス許諾を受ける必要がある。

DVDの場合には、CDやLDなどにも関連する特許があるために、多くの特許と関連があり、単一のパテントプールを作る交渉がうまくいかなかった。このため、日立、日本ビクター、松下、三菱電機、タイムワナー、東芝の6社（2002年6月にIBMが加わり7社）からなる6Cパテントプールと、フィリップス、ソニー、パイオニアからなる3Cパテントプールの2つのパテントプール、及び、何れのパテントプールにも属していないTHOMSON multimedia社に分裂した。

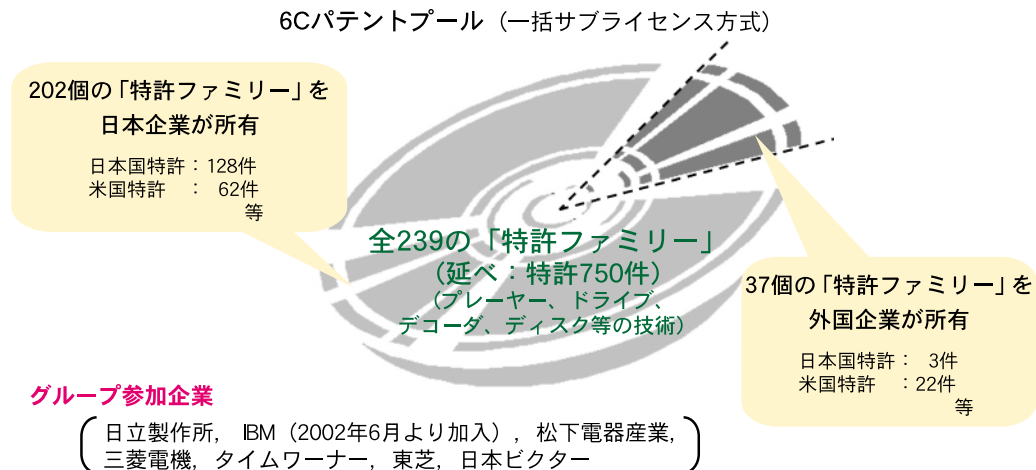
この結果、DVD規格の製品を商業的に生産しようとする第三者は、6Cパテントプール、3Cパテントプ

ール、THOMSON multimedia社、並びに、必要に応じて、DVD規格にて採用された映像や音声の符号化復号化技術（MPEG）及びノイズリダクションシステム（ドルビー）に関連する特許権者のそれぞれと、関連特許のライセンス契約を結ぶ必要がある。

(2) 6Cパテントプール

DVDに関連する特許の2つのパテントプールの内、6Cパテントプールでは、構成する6社（2002年6月以降は7社）が有する全239個の「特許ファミリー」（延べ特許数で750件）が集められ、これを一元的な管理及びライセンスの供与を行っている。プールされる特許の内訳は、日本企業が所有する202個の「特許ファミリー」（日本国特許128件、米国特許62件）と、外国企業が所有する37個の「特許ファミリー」（日本国特許3件、米国特許22件）からなっている。

第1図 技術標準関連出願の企業における取組み
(DVD-Video/ROM規格のパテントプール(6C)の例)



6Cパテントプールで管理されている日本特許を技術分野別に分析すると、ビデオ信号などの情報をディスクに記録再生するための基本の技術である、TV信号の記録再生技術（国際特許分類H04N5/）、デジタル記録再生技術（国際特許分類G11B20/）、及び、光学的記録再生技術（国際特許分類G11B7/）に関する特許が半数を占め、DVDに特有の技術である、

マルチシーン技術やマルチアングル技術などのデータ管理・索引技術（国際特許分類G11B27/）が1/3を占めている。

もう一つのパテントプールである3CパテントプールではDVDに特有の特許の割合が8%にすぎないことから、6Cパテントプールで管理されている特許はDVDに特有の特許の割合が高いという特徴がある。

4. 技術標準関連特許の審査に求められる要素・特徴

(1) 出願・審査請求・早期審査の申出の時期

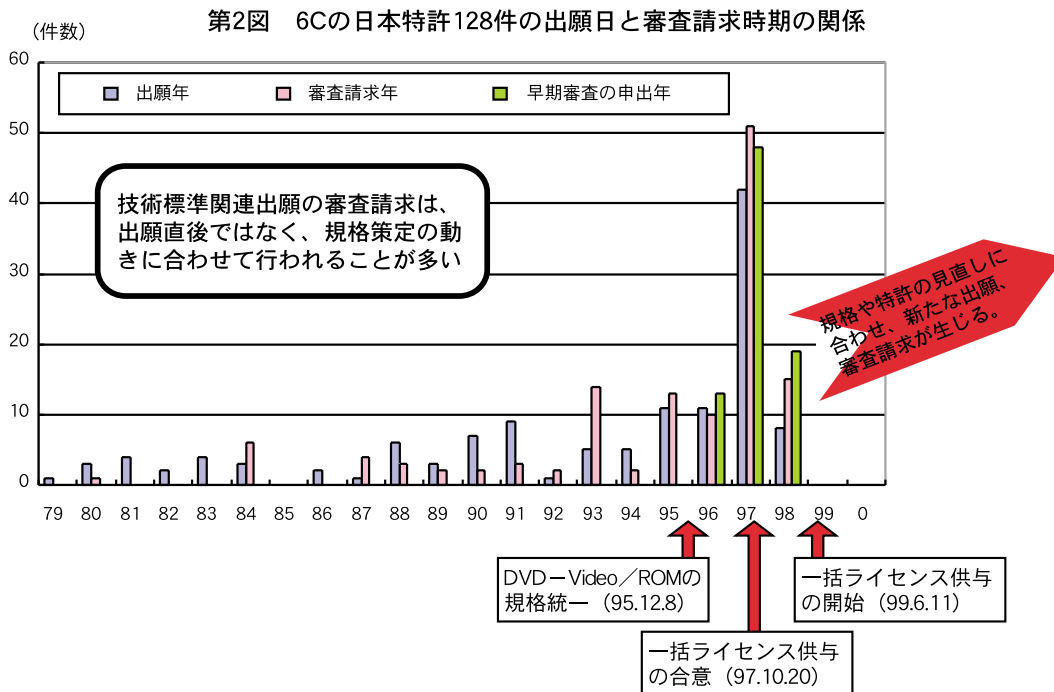
6CパテントプールのDVD関連特許を、審査の側面から見てみると、

①関連する多くの特許は、一括ライセンス供与の合意時期（1997年10月20日）に集中して、出願・審

査請求がなされている。

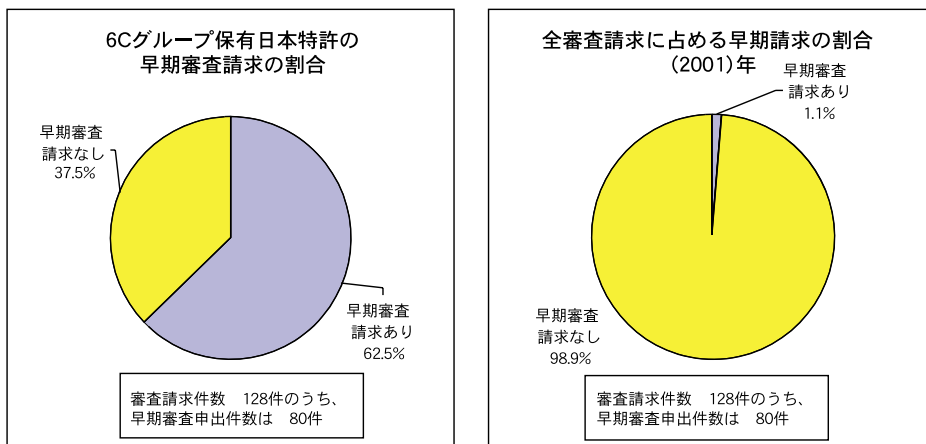
②DVD-Video/ROMの規格統一時期（1995年12月8日）から一括ライセンス供与の合意時期（1997年10月20日）に出願された特許出願のほとんどが、国内優先権主張を伴う出願や分割出願であり、その基になる出願はDVD-Video/ROMの規格統一前に行われている。

③DVD-Video/ROMの規格が統一された翌年の



第3図 6C保有の日本特許における早期審査の割合の比較

6Cグループでは、早期審査の割合が極めて高く、出願人による「早期審査制度」の積極的活用の姿勢が伺われる



1996年から一括ライセンス供与が開始される前年の1998年にかけて、早期審査の申し出が大量に行われている。

という3つの特徴が顕著である。

これらの特徴からは、DVD-Video/ROMの規格が統一された1995年より前に発明したものを、規格統一された時期から一括ライセンス供与が合意された時期までの間に申し出及び審査請求し、「早期審査」の申し出を積極的に行って、一括ライセンス供与開始時点までに権利を取得したいという出願人の意向が明らかに読みとれる。

また、出願人による「早期審査制度」の積極的活用について、128件の内63%に当たる80件がこの対象として請求されているという事実は、特許庁全体の年間審査請求件数に占める早期審査請求の割合(1%強)と比較すると、その利用度の割合に歴然とした違いがあり、出願人の「保有特許の取りまとめ期限までに権利を取得したい」という強い要望が顕著に表れている。

(2) 権利取得期間

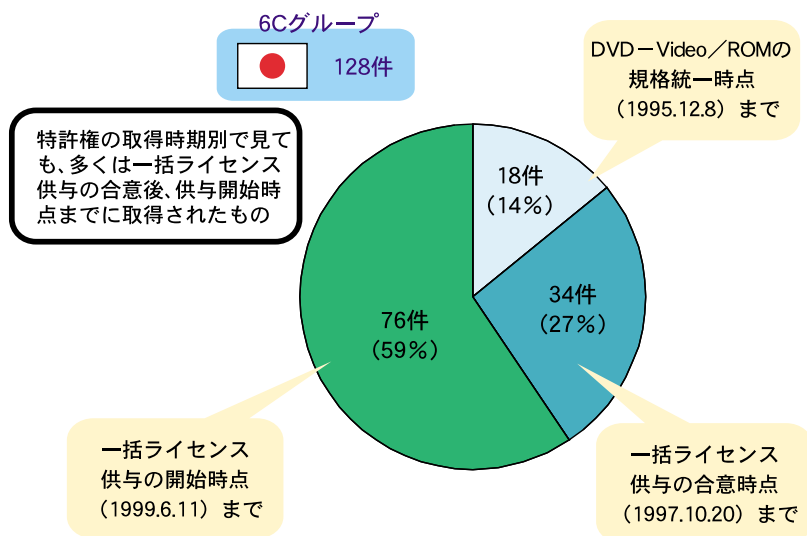
6Cパテントプールは日本特許128件を保有しているが、その内の76件(59%)は、パテントプールを形成してライセンスを一括で供与する旨を合意した1997年10月から、実際にライセンス供与が開始された1999年6月までの間に特許が成立している。

これは、一括ライセンス供与の合意時期(1997年10月20日)に集中して審査請求された特許出願に対して、早期審査の申し出により審査が迅速に行われたことと、出願人による十分な準備が行われていたことにより、保有特許の取りまとめ期限までの2年足らずの間で全件の最終結果を出したという事実を裏付けている。

5. ニーズに応えるための審査体制

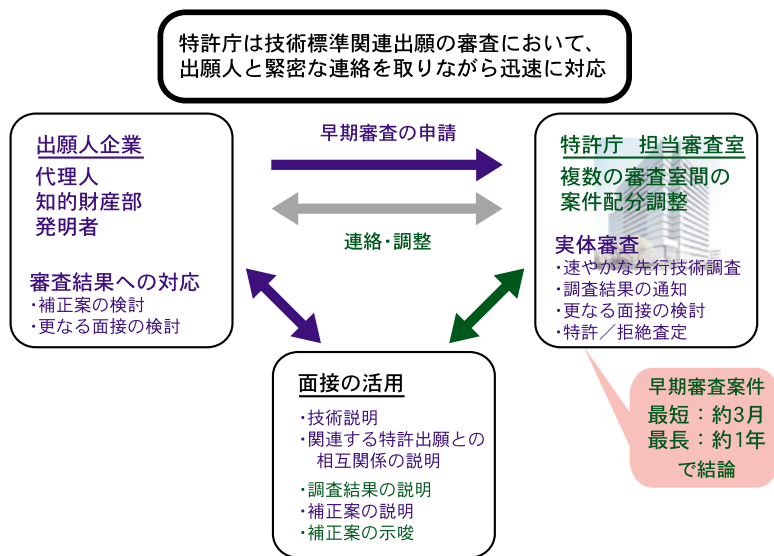
審査対象となる出願と審査請求が短い期間に集中する中で、他の特許出願と同様の審査の質を保ちつつ、保有特許の取りまとめ期限までに権利を取得したいという出願人ニーズに応えるため、調整役の審査官を1名決め、その審査官を通じて出願人側との連絡調整を行って、審査すべき特許出願の各担当審査

第4図 取得時期別 6Cグループ保有日本特許数



第5図 DVD関連特許の審査体制

(早期審査の活用等による迅速な権利付与)



官へ配分調整する審査体制を整備した。

また、審査にあたって、面接を積極的に活用して出願人から説明を受けることで、個々の出願の技術的内容や他の特許出願との相互関係を効率的に理解することに努めた。さらに、説明を受けたものについては速やかに先行技術文献調査を行い、必要に応じて、先行技術文献を調査した後に再度面接を行い、出願人側に対して調査結果の説明を行った。

また、面接の機会を利用して、出願人も「特許できない理由」を回避するための補正案を提示して説明する場合があります。その場合には、「その後、拒絶理由が発見された場合には拒絶理由を通知すること」、「補正をどのように行うかは出願人が自ら決めるべきものであって、補正を強制するものではないこと」などを断った上で、審査官は必要に応じて補正案に対する審査官の印象や補正の示唆も行い、出願人との十分な意志疎通に心がけた。

その結果、先ほどの76件の特許出願については、最短で約3か月、最長でも約1年で最終結果に至ることができた。これは、出願人側のニーズと特許庁が目指す迅速・的確な審査への取り組みとがマッチし、権利活用支援に役立った一例といえる。

6. おわりに

このように、DVD規格の Patent プールに係わる関連特許発明の審査体制は、出願人の評価も高く、非常に成功したものといえようが、技術標準化後の特許の見直しに伴う出願や新たな技術標準に関連する出願についての今後の審査体制についても、さらに改善を重ね、出願人のニーズを正確に把握するとともに、面接やグループ審査などを積極的に活用し、審査の質の担保と機動的な審査の実現の両立を図り、期待に応えていきたい。

《参考文献》

- 1) 早川卓哉、「DVD技術と特許」、「審査・審判研究発表会 開催報告」、特許庁、(H14.4.26)
- 2) 第11回総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会特許庁提出資料
(<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/ip/haihu11/siryos5.pdf>)

Profile

佐藤 聡史 (さとう さとし)

平成元年4月 入庁
平成5年4月 審査第5部映像機器審査官
平成7年4月 審査第5部電子回路審査官
平成13年10月 審判部31部門審判官
平成15年4月から現職